

第7回 靖国問題と日本国憲法

2004.12.14 憲法を学ぶ会

奥野恒久(室蘭工業大学)

靖国神社をめぐる最近の動き

2004.11.21 チリ・サンティアゴにて日中首脳会談。胡錦濤・中国国家主席「政治的困難の一番の原因は日本の指導者が靖国神社を参拝していることにある。歴史を鑑として未来に向かって、問題を解決してほしい」

11.24 靖国訴訟・千葉地裁「首相参拝は公的」と判断

12. 1 安倍晋三・自民党幹事長代理「この(首相の靖国参拝)問題では外国からの干渉を排すべきだ。純粋な国内問題であり、わが国のために殉じた方々に尊崇の念を表するのは国のリーダーとして当然の責務だ」

(1) 靖国問題

靖国神社の歴史

1869年 東京招魂社として創設...祭神は、戊辰戦争時に官軍側に従事し戦死したもの

1879年 靖国神社に 以後、日清・日露戦争、日中・太平洋戦争に従軍し戦死した軍人・軍属が祭神(約250万柱) = 陸軍省・海軍省所属の国営の神社

戦前の社格制度において、別格官幣社

1945年 日本、敗戦。GHQの神道指令により、一宗教法人に

1978年 東条英機らA級戦犯者14人が合祀される

1985年 中曽根康弘首相、終戦記念日に首相として初の公式参拝

2001年 小泉純一郎首相、参拝。以来、毎年参拝

首相の靖国神社参拝に対する批判

- ・戦前、日本の侵略を受けたアジア諸国から、とりわけA級戦犯者が合祀されている点
- ・日本の伝統的な「死」観に反する点
- ・戦争での人間の「生き死に」に国家が意味づけを行う点
- ・憲法20条の「政教分離」規定に反する点

(2) 信教の自由と政教分離

憲法20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

信教の自由の歴史的背景

- ・中世ヨーロッパでの宗教弾圧とそれへの抵抗(殉教) 近代自由主義
- ・明治憲法下の日本で、神社神道を国教扱いし、キリスト教や大本教などを弾圧
「神社は宗教に非ず」(神社非宗教論)

信教の自由の意義...宗教的少数者の保護

- ・信仰の自由(「沈黙の自由」を含む) 内心の自由ゆえに絶対的に保障

- ・ 宗教的行為（礼拝、祈祷）の自由 一定の制約を受ける祈祷傷害致死事件、
 - ・ 宗教的集会・結社の自由 オオム真理教解散命令事件
- 宗教の「強さ」
- ・ 人々の「心の拠所」としての宗教。人格と密接不可分 絶対無輸血での手術を望む「エホバの証人」の信者
 - ・ 戦前の日本で、神社神道が軍国主義の精神的支柱として機能

政教分離原則の根拠

- ・ 国家と宗教の結合は、個々人（とりわけ宗教的少数者）の宗教への間接的圧迫となる
- ・ 国家と結びついた宗教は、世俗的権力との癒着によって宗教的な純粋さを失って墮落する
- ・ 国家と宗教の結合により、国家が宗教的な対立にまきこまれ「政府の破壊」をもたらす

政教分離の意義

- a、宗教団体による政治的権力行使の禁止
- b、国家による宗教団体への特権付与の禁止
- c、国家による宗教活動の禁止

政教分離の理解の仕方

厳格分離説、相対（緩やかな）分離説、完全分離説

（３）信教の自由と政教分離の「対立」

神戸高専事件...エホバの証人の信者が宗教上の理由により、高等専門学校の必修科目である体育の剣道実技に参加しなかったため、２年連続の原級留置処分を受け、退学となった事件

第１審（神戸地裁1993.2.22）...原告の主張を認めれば、公教育の中立性が損なわれ、ひいては政教分離に違反しかねない。本件処分は、校長の裁量権の範囲内として、請求を棄却

第２審（大阪高裁1994.12.22）...本件処分は、校長の裁量権を著しく逸脱し違法であるとして、第１審判決を取り消す

最高裁（最判1996.3.8）...学生の剣道拒否は、「信仰の核心部分と密接に関係する真摯なもの」で、その被る不利益は「極めて大きい」。体育科目の目的は、他の学生に不公平感を感じさせないような「代替方法」によって達成可能。学校長の処分は、裁量権の範囲を超える違法なもの

学説の対立

- ・ 「対立」肯定説 ・ 信教の自由優位説 / ・ 政教分離有利説
- ・ 「対立」否定説

（４）政教分離をめぐる判例理論の動向

津地鎮祭訴訟

第１審（津地判1967.3.16）...本件起工式は「宗教的行事というより習俗的行事」

合憲

第2審（名古屋高裁1971.5.14）...本件起工式は、憲法20条3項が禁止する宗教的行為 違憲 宗教的行為か習俗的行為か？

- ・ 主宰者が宗教家か否か
- ・ 順序作法が宗教界で定められたものか否か
- ・ 一般人に違和感なく受容される程度に普遍性を有するか否か

最高裁（最大判1977.7.13）...「政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって...間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである」が、国家と宗教の完全な分離の実現は不可能に近い。憲法20条3項にいう「宗教的活動」とは、「およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが...相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をいうものと解すべき」=目的・効果基準

本件起工式は、「宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事着工を願い、社会の一般的慣習に従って儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法20条3項により禁止される宗教活動にはあたらない」 合憲

愛媛玉串料訴訟（最大判1997.4.2）...玉串料の奉納は宗教的意義をもち、「一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を引き起こすものといわざるを得ない」。本件玉串料の奉納は、その目的が「宗教的意義」を持ち、その効果が「特定の宗教に対する援助、助長、促進」になると認められる 違憲

（5）内閣総理大臣による靖国参拝訴訟

- ・ 福岡高裁 1992.2.28...公式参拝が制度的に継続して行われれば、神道式によらない参拝でも、靖国神社に「援助、助長、促進」の効果をもたらすとして、違憲の疑い
- ・ 大阪高裁 1992.7.30...公式参拝は外見的・客観的には「宗教的活動」の性格をもち、違憲の疑いが強い
- ・ 大阪地裁 2004.2.27...「内閣総理大臣の資格で行われた」として、参拝は公的性格
- ・ 松山地裁 2004.3.16...「法律に基づかない単なる事実行為」で、公権力の行使にあたらない
- ・ 福岡地裁 2004.4.7...違憲判決

【参照法含】国家賠償法1条「 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」

【参考文献】渋谷秀樹『憲法への招待』P-86～96